



鳥取県公報

平成 22 年 7 月 20 日 (火)
第 8 2 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (452) (福祉保健課) 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (453) (〃) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (454) (障がい福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (455) (〃) 3
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の 指定の解除 (456) (畜産課) 3
	国土調査の成果の認証 (457) (農地・水保全課) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (42) 4
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (43) 5
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 5

告 示

鳥取県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
鳥取市立病院（歯科）	鳥取市的場一丁目1	平成22年4月1日
有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目117	平成22年7月20日

鳥取県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目207	平成22年7月18日

鳥取県告示第454号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
眼科	視覚障害	武田 佐智子	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
神経内科	肢体不自由	井尻 珠美	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
整形外科	〃	能勢 道也	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
〃	〃	谷島 伸二	東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
〃	〃	林 育太	日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院

鳥取県告示第455号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	育成医療、更生医療（脳神経外科、肝臓移植（抗免疫療法））	平成22年7月1日
医療法人賛幸会 理事長 田中 彰	鳥取市野寺62-1	訪問看護ステーションはまゆう	鳥取市野寺62-1	育成医療、更生医療	〃
社会福祉法人米子市社会福祉協議会 会長 後藤 巖	米子市錦町一丁目139-3	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問看護ステーションいずみ	米子市淀江町淀江1110-1	更生医療	〃

鳥取県告示第456号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除し、適用するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定を解除する県外の区域及び家畜等

1 平成22年7月2日から適用する区域等

- (1) 平成22年鳥取県告示第320号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(3)に掲げる区域に限る。）及び家畜等
- (2) 平成22年鳥取県告示第418号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(2)、(5)及び(9)に掲げる区域に限る。）及び家畜等

2 平成22年7月3日から適用する区域等

- (1) 平成22年鳥取県告示第387号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(6)に掲げる区域に限る。）及び家畜等
- (2) 平成22年鳥取県告示第418号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(8)に掲げる区域に限る。）及び家畜等

鳥取県告示第457号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので

で、同条第4項の規定により告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成20年度から平成21年度まで	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	平成22年7月20日
〃	〃	鳥取市（河原町高福及び釜口の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町高福及び釜口の各一部	〃
倉吉市	〃	倉吉市（関金町野添及び関金町明高の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町野添及び関金町明高の各一部	〃
若桜町	平成18年度から平成21年度まで	若桜町（大字諸鹿の一部）の地籍図及び地籍簿	若桜町大字諸鹿の一部	〃
智頭町	平成12年度から平成18年度まで	智頭町（大字西宇塚の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字西宇塚の一部	〃
〃	平成14年度から平成21年度まで	智頭町（大字河津原及び東宇塚の各一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字河津原及び東宇塚の各一部	〃
三朝町	平成18年度から平成20年度まで	三朝町（大字吉尾の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字吉尾の一部	〃
〃	平成19年度から平成20年度まで	三朝町（大字西尾及び大字西小鹿の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字西尾及び大字西小鹿の各一部	〃
琴浦町	平成18年度から平成21年度まで	琴浦町（大字赤碕の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕の一部	〃
日南町	平成19年度から平成21年度まで	日南町（新屋の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町新屋の一部	〃
〃	〃	日南町（花口〔603〕の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町花口〔603〕の一部	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第42号

平成22年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年7月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年7月23日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第22回参議院議員通常選挙の結果等について

(2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに岩美郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年7月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,752
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,931
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,621

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成22年7月20日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日
平成22年7月28日（水）午後1時15分
- 2 場所
日野町根雨140-1
日野総合事務所本庁舎2階 大会議室
- 3 件名
一級河川日野川水系友広谷川砂防堰堤工事（日野郡日南町大字中石見字大塚尻り、字兜山、字兜山脇及び字大塚地内）